

## 引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度勝浦町の当初予算における充当額については以下のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	63,962 千円
（歳出） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費	937,861 千円

### 【地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の地方消費税交付金）		
社会 福祉	社会福祉費	31,727	6,301	501	24,925	3,037
	障害福祉費	194,172	133,351	500	60,321	7,351
	老人福祉費	44,557	985	6,020	37,552	4,576
	児童福祉費	319,412	207,740	5,785	105,887	12,903
社会 保険	国民健康保険事業	29,532	17,425	0	12,107	1,475
	後期高齢者医療事業	140,095	25,340	1	114,754	13,984
	介護保険事業	141,261	7,426	0	133,835	16,309
保健 衛生	保健衛生費	4,301	181	0	4,120	502
	健康増進事業費	26,973	794	496	25,683	3,130
	母子衛生費	5,831	125	0	5,706	695
合計		937,861	399,668	13,303	524,890	63,962

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。